

世田谷区における公契約条例の運用改善を目指す取り組みの現局面と課題。

世田谷地区労 中村重美

はじめにー「官製ワーキング・プアをなくすこと」が取り組みの出発点。

「公契約推進世田谷懇談会」（以下「懇談会」）は、ナショナルセンターを異にする労働組合が懇談を重ね、「ダンピングの横行とワーキング・プアをなくせ！」の一点で共同し、区の雇用・産業政策のよりよい発展の課題と併せて取り組んできた。

2006年12月に「懇談会」準備会、2007年2月に第1回公契約シンポジウムを経て2007年6月に「懇談会」を発足させ、以降試行錯誤を重ねて2014年9月「世田谷区公契約条例」（以下「条例」）制定に結実し、2015年4月施行により今日に至っている。

世田谷区の「懇談会」と「条例」運用改善運動の特徴は、

- ①首長のトップダウンではなく、「懇談会」による区議会各会派と区行政に対する働きかけ＝ボトムアップ。
- ②「条例」に係る検討委員会設置を求める請願の全会派一致採択（2011年3月）をステップに、徹底した共同と合意形成。
- ③実態調査をベースに懇談と課題認識の共有化を促進。
- ④広範な事業者、労働者、区民の参加を視野に入れたシンポジウムによる世論と運動の広がりの追求等にある（シンポジウム開催は12回となった）。

1) 世田谷区における「条例」運用改善をめぐる最近の動向。

この間、2年近くにわたる新型コロナ禍が大きな制約をもたらす中、「条例」運用改善が粘り強く模索されてきた。区の「条例」が施行されてから6年、「条例」と車の両輪である「入札制度改革」に関わって、「入札制度改革について(案)」(以下「案」)が区側から2021年11月区議会に示された。今後、2022年2月に見直し後の入札制度による入札公告が開始(試行)されることになる。

「案」は主旨として、「公契約条例の趣旨や労働者への適正な賃金支払い等取り組みの周知及び遵守の徹底、工事請負契約における労働環境整備等の評価や過度な低入札を抑制する仕組みの導入などの方向性による入札制度改革の素案をまとめ…検討を重ねてきた…来年度からの実施に向けて具体的内容を取りまとめた」としている。

具体的には、

1. 「条例」周知及び遵守の徹底。

- ①従来の「労働条件確認帳票」(チェックシート)、「労働報酬下限額」(以下「下限額」)のポスター掲示やチラシ配布、事業所訪問調査に加え、下請負者を含む労

働者一人ひとりに、「下限額」に係る「周知カード」を配布し、区は、契約事業者の「誓約書」によりカード配布及び「条例」遵守を確認する。

②「周知カード」及びポスターに「下限額」が守られていないと思われる場合、区に連絡相談を促す記述を盛り込み調査につなげる。また、「条例」に係る詳細な「手引き」(調整中)を作成し契約事業者に配布する等。

2. 「公契約評価点」を加えた入札方式へ。

①従来の入札価格が低ければ低いほど「価格点」が高くなる「施工能力審査型総合評価方式」から「公契約点」を加えた「建設工事総合評価方式」に入札方式を変更する。

②新たに「評価基準価格」(非公表)を設定し、これを下回る入札は「価格点」を減減させ、評価を下げることでダンピングを抑制する因みに、非公表の「調査基準価格」を下回る場合は低入札価格調査を実施し、公表される「失格基準価格」を下回る場合には「失格」とするというもの。

③新設される「公契約評価点」は、下請負者を含む賃金支払いの状況、退職金制度等の配備状況など労働福祉の状況、建設業労働災害防止協会加入の有無など労働安全衛生、建設キャリアアップシステム事業者登録の有無、男女共同参画やワーク・ライフ・バランス状況、障がい者雇用・若年者雇用の状況等を加味した評価を行う方式。

2)「公契約条例の手引き」の作成や今後の方向性も議論されている。

入札制度改革に併せて、「(仮称)公契約条例の手引き」(現在調整中)を作成し、「『条例』の趣旨や取組みの周知を徹底し、事業者による労働者への適正な賃金の支払い及びこれを踏まえた工事価格の積算を促す」ことや「より実勢価格に即した予定価格の設定等についても改善に向けた検討を進める」準備も進められている。

これにより、「労働報酬下限額の遵守による適正な賃金の支払い」や「社会保険の確実な加入等による労働福祉の確保」、「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働きやすい職場づくり」、「適正な労働環境のもと、公共工事の質の確保・向上を図る」等の社会的な波及効果が得られるなど「条例」の実効性を一層高める狙いがある。

こうした一連の「条例」運用改善の取組みを踏まえ、11月10日に、2年ぶりに第12回公契約シンポジウムが「公契約推進世田谷懇談会」と「連合世田谷地区協議会」の共同実行委員会の主催で開催された。シンポジウムは、リアルとリモートの併用方式で93人の参加を得て行われた。当日は、保坂区長や区議会各会派(自民、公明、立憲民主、共産、生活者ネット)の出席も受け、区の契約担当の課長から「入札制度改革の概要」、公契約適正化委員会副会長であり労働報酬専

門部会長である永山利和元日大教授から「入札制度改革と公契約条例の関連性」についてそれぞれ報告があり、これを受け、建設事業者、東京土建、世田谷ビル管理協同組合、連合それぞれから選出された公契約適正化委員から問題意識の表明があり、今後の「条例」運用の一層の改善の方向性に関して合意が整えられた。

※「下限額」に関しては、委託分野を中心に現行「1130円」であるが、この間の公契約適正化委員会、とりわけ労働報酬専門部会において、「区職員の高卒初任給を基礎とした時間単価」とした扱いを「(これまで除外されていた)一時金のうち期末手当を算入し、同一労働同一賃金を適用する高卒初任労働者の生活基準に接近させた基準額設定とする」方向が議論され、当面「5年ほどかけて1360円」に到達することをめざし、将来的に(速やかに)「1500円超え」に到達させるシュミレーションが検討されている。2022年度に向けては、コロナ禍で2021年度が1130円で据え置かれた一方、国の最賃引き上げ目安が28円とされたこと、また、国の「骨太方針2021」において、「最賃制度の改善及び最賃水準の全国加重平均1000円の目標設定」を示したこと等を踏まえ、東京都の最低賃金を引き続き「牽引する」趣旨から(当日口頭で…)円とする意見書が出され、12月半ばの区議会に報告される予定である。

3) 産業振興基本条例の改正と公契約条例の運用改善の相乗効果で区民のくらしと雇用、産業に希望を広げる道を進化させる。

世田谷区では、この間、1999年に制定された「世田谷区産業振興基本条例」(以下「振興条例」)の見直しに向けて、2020年より、「条例検討会議」が設置され検討が進められてきた。「振興条例」は、従来、「商業・工業・農業という枠組み」であったものを、2018年施行の「新たな産業ビジョン・同産業振興計画」に建設産業が位置付けられる一方、区内では「医療・福祉」、「教育」、「情報通信業」等多様な産業分野が増えていることを視野に入れてきた。

区は、「産業の発展を促すことで、地域経済を豊かにする視点」から「街づくりと経済活動が互いに進んでいく職住近接や地域産業を呼び起こす」ことを展望し、「各産業分野を横断的に捉え」、「地域経済の活性化に結び付く条例」をめざし、条例の名称も「(仮称)世田谷区地域経済の持続可能な発展条例」に変更し、「産業の振興」一般から、「商店街、工業、農業、その他福祉や建設を含む多様な産業の振興」を分野別計画に包含する「地域経済の持続可能な発展」を目的に設定し、2022年4月条例施行を目指すとしている。

「懇談会」は、「公契約条例」と「改正振興条例」を連関させ、「区民のくらしと雇用、産業に希望を広げる道をさらに進化させ」、「区民福祉の増進」を図りたいと考えている。

入札制度改革について (案)

1 主旨

区では、本年2月の世田谷区公契約適正化委員会からの答申や区の公契約の現況等を踏まえ、9月には、公契約条例の趣旨や労働者への適正な賃金支払い等取組みの周知及び遵守の徹底、工事請負契約における労働環境整備等の評価や過度な低入札を抑制する仕組みの導入などの方向性による入札制度改革の素案をまとめ、その後も検討を重ねてきたところである。

今般、適正化委員会の審議等を踏まえ、来年度からの実施に向けて入札制度改革の具体的内容を案として取りまとめたので報告する。

2 制度改革の主な内容

今回の制度改革の主な内容は、以下に示すとおりである。

(1) 条例周知及び遵守の徹底

従来のチェックシートによる確認、労働報酬下限額のポスター掲示やチラシ配布、事業所訪問調査等に加え、新たに次の取組みを実施する。

- ① 下請負者を含む労働者一人ひとりに対し、労働報酬下限額に係る周知カードを配布する。カードは、契約事業者から配布することとし、区は契約事業者の誓約書によりカードの配布及び条例の遵守について確認する。
- ② 労働報酬下限額に係る周知カード及びポスターに、下限額が守られていないと思われる場合は、区に連絡相談を促す記述を盛り込み、調査につなげる。
- ③ 条例や取組みに係る詳細な手引きを作成し、契約事業者に配布する。
- ④ 工事請負契約に係る入札について、条例に基づく取組みを評価する仕組みを導入し、労働報酬下限額以上の賃金の支払いを確認のうえ、違反があった場合は、工事成績評定を減ずるなどの措置を講ずる。

(2) (仮称) 世田谷区建設工事総合評価方式入札の導入

従来の世田谷区施工能力審査型総合評価方式入札を以下のように改定し、公契約条例の趣旨を入札制度に具体的に反映させ、品質と価格のバランスを競う入札を目指す。(詳細は別紙Ⅰ～Ⅳを参照)

①公契約条例に基づく取組みの評価

労働報酬下限額の遵守、労働環境整備等の取組状況を評価項目に加える。

②価格評価の見直し

- ・入札価格が低ければ低いほど価格点が高くなる従来の評価方法を見直し、東京都の価格評価に倣い、新たに評価基準価格（非公表）を設け、これを下回る入札は価格点を通減させる。
- ・低入札価格調査については引き続き実施し、調査基準価格は非公表とするが、失格基準価格は事前公表とする。

③配点の設定

- ・価格点とその他の評価点との比重を1：1とする。
- ・施工能力評価点における工事成績の評価区分を細分化し、不良工事があった場合は減点とする。
- ・地域貢献評価点に地域経済振興として区内事業者への下請金額の評価を追加するとともに、災害時協力協定の評価に活動実績を加える。
- ・これらを踏まえ、価格点及びその他の評価点の配点は各50点満点とし、その他の評価点の内訳は、施工能力評価点20点、地域貢献評価点15点、公契約評価点15点とする。

④試行時の措置

新制度に対応する事業者の準備期間を考慮し、令和4年度の試行実施にあたっては、対象工事の規模等に応じて、評価項目の一部を評価しないこととする。

(3) 適正な発注に向けた取組み

①予定価格の設定

より実勢価格に即した予定価格設定に向け、次のように取組む。

- ・予定価格と応札価格で差が生じている解体工事等において、その中の工種について見積単価の採用方法などの見直しを行う。
- ・少額でも手間がかかる付帯工事がある場合、作業員の拘束時間等を考慮して現場実態に則した積算を行う。

②工期設定

より現場条件等に配慮した工期設定と進行管理に向け、次のように取組む。

- ・発注時に現場条件を整理し、必要な工事日数を確保する対策を講じる。
- ・現場代理人を通して、現場の工事工程管理の徹底を図る。

③発注時期の平準化

次のように、これまで以上に発注の平準化を進め、応札率の低下を防ぎ、適正な発注につなげる。

- ・年度当初に年間予定工事を確認し、工事の繁忙期回避に向け、施設所管と発注時期を調整する。

④その他入札参加を促す取組み

- ・現場代理人の兼任基準の緩和など、事業者が入札に参加しやすい発注条件の設定を行う。
- ・工事内容が類似するような小規模工事について、複数施設を併せた発注を検討する。
- ・これまで事後公表としていた予定価格2千万円未満の工事についても、予定価格を事前公表する。
- ・事業者による工事費積算期間を確保するため、入札公告から開札までの標準日数を増やす。

3 今後のスケジュール（予定）

令和3年11月 本案を区ホームページで公表

12月 関係要綱等改正、区ホームページで公表

12月～4年1月 事業者説明会開催

令和4年 2月 改定後の入札制度による入札公告の開始（試行）

令和4年度 試行実施及び試行結果検証・公表